

平成31年度における関税率及び関税制度の改正等

〔平成30年12月11日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局〕

# 平成31年度関税改正等に関する答申(案)の概要

## I 平成31年度関税改正を巡る諸情勢

## II 平成31年度関税改正についての考え方

### 1. 暫定税率等の適用期限の到来

- (1) 暫定税率の適用期限の延長
- (2) 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限の延長等
- (3) 乳幼児用調製液状乳製造用ホエイの関税割当対象化
- (4) 沖縄に係る関税制度上の特例措置

### 2. 個別品目の関税率等の見直し

- (1) ヘキサメチレンジアミンの関税率の見直し
- (2) 海藻製品の分類変更への対応

### 3. 特恵関税適用除外措置及びそれに伴う関税率の見直し

- (1) 特恵関税適用除外措置
- (2) 特恵関税適用除外措置に伴う個別品目の関税率の見直し

### 4. 入国者の携帯品等に係る簡易税率の取扱い

## III 引き続き検討すべき事項

# I 平成31年度関税改正を巡る諸情勢

- 社会や経済のグローバル化が進みヒト・モノ等の国境を越えた動きが益々活発となる中、財務省及び税関は、社会から求められる役割を引き続き着実に果たしていくべき。

## 「安全・安心な社会の実現」

- G20首脳会議や2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模な国際行事の日本開催を控え、訪日外国人旅行者も増加の一途。
- 迅速な通関を確保する一方、テロ対策や覚醒剤等の不正薬物等の密輸阻止の観点から、より厳正な水際取締りが求められる。
- 税関の体制の整備・充実や検査機器・事前情報等の更なる活用を進めていくことが重要。

## 「適正かつ公平な関税等の徴収」

- 消費税率の引上げを来年10月に予定し、徴収機関としての税関の役割の重要性が増す中、昨今社会問題化している金の密輸入阻止にも引き続き努めていくことが求められる。

## 「貿易の円滑化」

- 本年12月30日発効予定のTPP11協定や来年早期の発効が見込まれる日EU経済連携協定は、世界経済において自由で公正な経済秩序を構築していく上で非常に重要。RCEP等、現在交渉中の経済連携協定も前進させる必要。
- 国際環境の変化等を踏まえ適時に関税制度を整備していくことが必要。

## Ⅱ 平成31年度関税改正についての考え方①

### 1. 暫定税率等の適用期限の到来

#### (1) 暫定税率の適用期限の延長

- 暫定税率は、政策上の必要性等から適用期限を定めて設定されている。
- 平成31年3月31日に適用期限が到来する411品目について、国内生産者・消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮し、その適用期限を平成32年3月31日まで延長することが適当。

#### (2) 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限の延長等

- 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置については、暫定税率と一体のものとして設けられていることを踏まえ、暫定税率と同様に、その適用期限を平成32年3月31日まで延長することが適当。
- 牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量に係る特例措置（注）については、牛肉の輸入数量が北米でのBSE発生前の水準を安定的に上回る状況にあるのか、引き続き検証する必要があることから、平成32年3月31日まで延長することが適当。  
（注）前年度の輸入実績が北米におけるBSE発生前の水準を下回る場合には、平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値を算出基礎とする暫定措置。
- 利便性向上の観点から、特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置等について、現行、官報で告示している輸入数量等を平成31年度からインターネットにより公表することが適当。

## Ⅱ 平成31年度関税改正についての考え方②

### 1. 暫定税率等の適用期限の到来

#### (3) 乳幼児用調製液状乳製造用ホエイの関税割当対象化

- 乳幼児用の調製粉乳(粉ミルク)の製造に使用されるホエイは、子育て支援の観点から関税割当制度の対象となっている。
- 災害時や外出時の授乳を衛生的かつ簡便に行うニーズの高まり等を受け、本年8月に乳等省令(厚労省所管)において調製液状乳(液体ミルク)の定義・規格基準を設定。

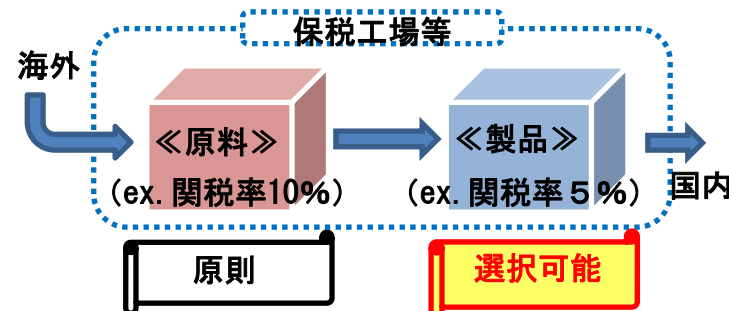


ホエイ(乳清)

- 乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエイについても、関税割当制度の対象とすることが適当。

#### (4) 沖縄に係る関税制度上の特例措置

- 選択課税制度は、国際物流拠点産業集積地域の保税工場等において、外国貨物を原料として製造される製品について、原料課税か製品課税かを輸入者が選択できる制度。



- 選択課税制度は、沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の税制上の特例措置の一環であること等に鑑み、適用期限を平成33年3月31日まで延長することが適当。

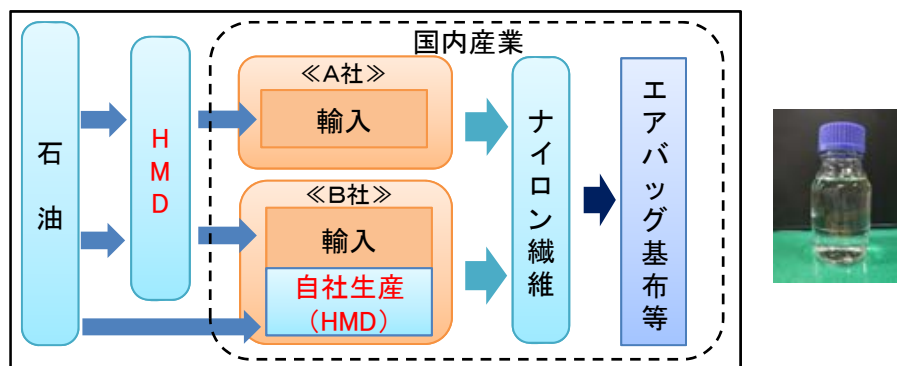
## Ⅱ 平成31年度関税改正についての考え方③

### 2. 個別品目の関税率等の見直し

- 以下の品目について、基本税率等の見直しを行うことが適当。

#### (1) ヘキサメチレンジアミン(HMD)

##### 1. 製造・加工工程



##### 2. 現状

- HMDの価格が上昇する他、海外において代替素材を用いた安価なエアバッグ基布生産に向けた動きが見られる。
- 国内繊維メーカーは原料の多くを輸入に依存。

- 国内ナイロン繊維メーカーの国際競争力維持のため、基本税率4.6%を無税とすることが適当。

#### (2) 海藻製品

##### 1. 関税率と国内の生産状況

- 現行関税率: 17.5%~29.8%
- 海藻製品は国内の零細漁業者の主要な生産品。

##### 2. 現状

- HS委員会(関税分類の国際会議)の決定により海藻製品の分類が、関税率表第2106.90号「その他の調製食料品」から第2008.99号「植物の調製食料品」へと変更。
- 新分類の実行税率は12~16.8%と、現行関税率を下回る水準。

- 国内産業を保護するため、税細分を新設し、現行関税率を維持することが適当。

## Ⅱ 平成31年度関税改正についての考え方④

### 3. 特恵関税適用除外措置及びそれに伴う関税率の見直し

#### (1) 特恵関税適用除外措置

- 特恵関税制度は、開発途上国からの輸入品に対する関税を減免する制度であり、一定の経済発展を遂げた国に対しては適用除外措置が設けられている。
- 全面適用除外措置の基準を踏まえ、中国、タイ、メキシコ、マレーシア及びブラジルの5か国について、平成31年4月1日から特惠税率の適用対象から除外。
- 国別・品目別特惠適用除外措置の基準を踏まえ、アルゼンチン産のグリーンソルガム（播種用以外のもので、飼料用以外のもの）について、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで、特惠税率の適用対象から除外。

#### (2) 特恵関税適用除外措置に伴う個別品目の関税率の見直し

- 特恵関税適用除外措置の対象品目のうち、
  - ① ビニレンカーボネート等<sup>(注)</sup>、ナフトール、クリスタルバイオレットラクトン、ポリトリメチレンテレフタレートについては、輸入・国内生産の状況等を踏まえつつ、我が国産業の国際競争力の維持の観点から、基本税率を無税とすることが、
  - ② バイオポリエチレンについては、地球温暖化対策のため、バイオマスプラスチックの更なる普及促進を図る観点から、将来の国産化の可能性を踏まえ、暫定税率により無税とすることが、それぞれ適当である。

(注) ビニレンカーボネート／フルオロエチレンカーボネート／ジエチルカーボネート／エチルメチルカーボネート／プロピレンカーボネート

## Ⅱ 平成31年度関税改正についての考え方⑤

### 4. 入国者の携帯品等に係る簡易税率の取扱い

- 入国者が携帯又は別送して輸入する貨物のうち、関税有税のものについては、税関手続の簡素化及び迅速化を目的として、入国者が容易に知り得る税率として、簡易税率が設定。
- 簡易税率は、関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合して算出されており、入国者の利便のため、一般の携帯品は5%刻み、アルコール飲料は100円刻みで設定。

品名	税率
一般の携帯品(食品、バッグ、衣類等)	15%
アルコール飲料	
(1) 蒸留酒(焼酎等)	(1) 300円/ℓ
(2) その他のもの(ワイン等)	(2) 200円/ℓ

(参考)簡易税率は、入国者に対する携帯品等免税の範囲(一般の携帯品:20万円、アルコール飲料:3本等)を超えたものについて適用。

- 来年10月に消費税率が8%から10%へ引上げ予定であるところ、直近の関税有税品の平均関税負担率(平成29年度:7.8%)等を踏まえ、その水準について検討した結果、現行の水準を維持することが適当。



### Ⅲ 引き続き検討すべき事項

#### 国際コンテナ戦略港湾に係る税制措置（とん税・特別とん税）

- とん税・特別とん税は、外国貿易船の入港に際して、外国貿易船の純トン数を課税標準として課される流通税の一種。
- 特別とん税については、開港市町村に全額譲与。
- 国土交通省より、国際コンテナ戦略港湾への国際基幹航路定期コンテナ船の寄港の維持・拡大のため、入港に係るコストの低減を目的として、とん税・特別とん税の見直しについての要望が提出。

とん税・特別とん税	
都度払い	36円/トン (とん税16円・特別とん税20円)
1年払い (都度払い3回分)	108円/トン (とん税48円・特別とん税60円)

※平成29年度徴収額:222億円  
(とん税99億円、特別とん税123億円)

- 国際コンテナ戦略港湾政策における位置付け、税制措置による効果や財政収入への影響等を考慮した上で、平成32年度改正に向けて、引き続き検討することが適当。